

前田利長の能美郡支配



前田利長墓所 加賀藩2代藩主前田利長は、関ヶ原合戦後、加越能三か国120万石の大大名になったが、終生、豊臣氏を思慕し、慶長19年5月20日、大坂の陣の直前の時期になくなった。

前田利長は、関ヶ原合戦のあと、徳川家康から能美・江沼両郡の統治を認められ、新たな領主として支配を開始

した。

この時期の利長は、法度の制定によって領国における秩序を実現しようとしており、慶長

六年（一六〇二）

五月十七日に基

本法として一九

か条の「定」を

公布した。その

中には、領主に

対する百姓の

「申分」を聞く

姿勢が賞かれて

おり、利長の領

主としての顔が

よく表れている。

こうした利長

の能美郡支配を

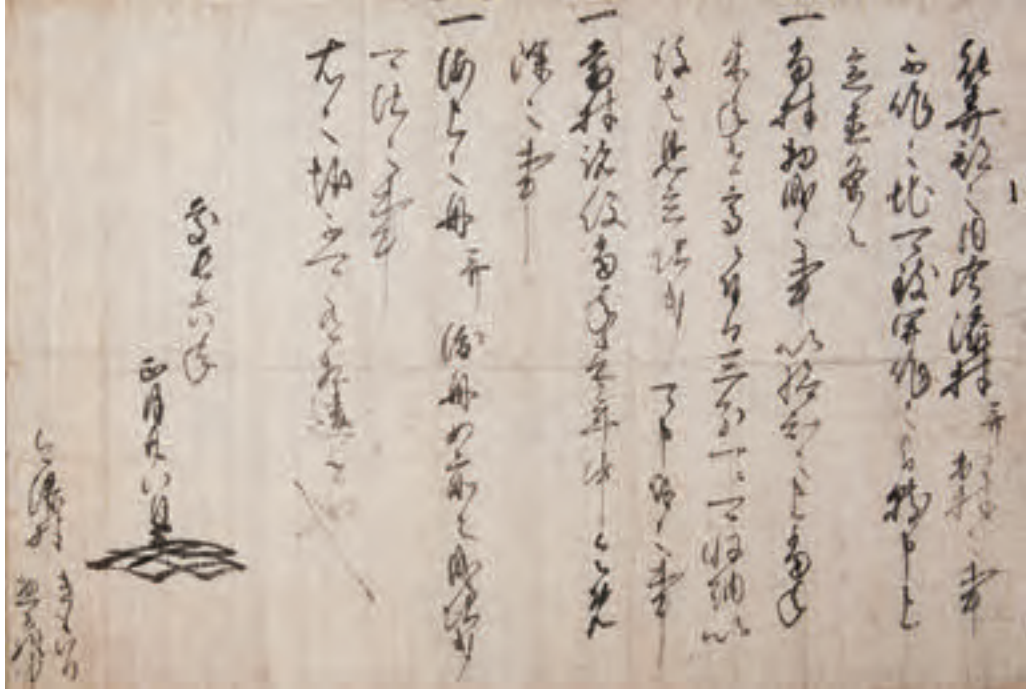
文書で確認できる最も早い例が、慶長六年正月二十八日付の能美郡今湊村（現・白山市湊町）と同郡橘新村（現・川北町）の新開申渡である。

新領主を迎えた能美郡百姓は、戦争の可能性の消滅、すなわち平和の到来を前に、多くの時間と労力を要する荒地の新田開発を新領主に願い出、それを許されたものであろう。

今湊村では、新田年貢は、開発二年間は高の三分の一（三三％）、以後は見立次第の年貢率とすること、また二年間は諸役を免除することが定められている。また今湊村の重要な生業である海運や手取川の渡船業に対する権利が認められている。橘新村でも、年貢の規定に若干のちがいはあるが、ほぼ同様の定を下している。

小松市域の村に関する例は見だせないが、梯川下流域においても同様の事

例はあったであろう。新領主に対する百姓の期待、新領主としての施政方針の具体化と見えていいであろう。



能美郡今湊村新開申付状(白山市所蔵) 2年間の年貢諸役減免を規定する。署名はないが、利長の代表的な花押である。

ただ利長が能美郡を検地するという点とはなく、近世前期の新田開発の成果の把握は、利常の元和検地を待つことになる。(見瀬和雄)

慶長十年(一六〇五)六月、能美郡吉竹村の用水の堤が切れて不作に陥っていることに對して、利長は郡中の平夫(ひらぶ)をもつて普請するように命じている。いずれも百姓の生産条件を整備しようとする利長の新領主としての姿勢を示した指示である。

已上



前田利長吉竹村用水平夫普請申付状(金平町 石黒家文書) 吉竹村の用水の堤が切れ、不作となったことを藩に訴えたところ、村々から人足を出して普請するよう利長が命じたものである。署名はないが、利長の代表的な花押である。